

議事の経過

開議 午前 10 時

○川島洋一議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○畑中真人事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数 14 人、全員出席であります。以上で諸般の報告を終わります。

○川島洋一議長 これより日程に入ります。

日程第 1、議案第 57 号「安芸市職員の配偶者同行休業に関する条例」から議案第 66 号「町字区域の変更の件」までの 10 件を一括議題といたします。

これよりこれら 10 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

5 番 小松知恵子議員。

○5 番（小松知恵子議員） 議案第 61 号「安芸市学童保育所条例」についての質疑をいたします。

この学童保育につきまして、放課後児童クラブについては子ども・子育て関連三法の中の児童福祉法の改正により、事業の設備及び運営について厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされております。また、この 4 月 30 日に省令が出まして、公布されました。放課後児童クラブはこれまで多様な形態で運営され、各地域におけるニーズを満たしてきたものの不十分ではなく、今後新たな基準を策定する上で現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の向上ができる努力を積み重ねていけるような指導員とか適切な内容が盛り上げられて、全体的に質の底上げを図るといふものが出されております。

今回この議案第 61 号につきまして、公立学童保育所、第一小学校に隣接しております学童保育所ですが、いきなり指定管理者制度に移行する今回の条例です。

では、お伺いしますが、公立になった年月日とその設置に至った経過を伺います。また、今回出されました条例の定数であります。第一小学校における、この場合は安芸学童保育所という名称ですが、定員が 40 名ということになっておりますが、今までは 3 年生までの受け入れでございました。今回 1 年から 6 年生までと拡大されたわけですが、定員が 40 名で適切かどうかお伺いします。

○川島洋一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 5 番議員の御質問にお答えいたします。

まず、指定管理者へのいきなり移行ということですが、本条例第 11 条で指定管理者による管理ということ掲げておりますが、これは指定管理者に移行することができるということで、すぐ移行するという条例の設定にはなっておりません。将来的に指定管理者に移行することで、住民サービスの向上、それから行政コストの縮減等図っていく上で今回の改正条例の中に盛り込んだものでございます。土居学童保育所、安芸学童におきましても、将来、指定管理者へ

の移行は検討はしてまいりますが、土居学童保育所 7 月 1 日開所に向けて現在取り組んでおりますが、指定管理で行う方針ではございません。

次に、今回の改正で、対象が 1 年から 6 年いうことで、3 年までから拡大をしております。これが 40 名が適正かということになりますが、やはり物理的といいますか、建物の施設の規模もございませぬ。そういったことでいきますと、40 名が最大限、最大限といいますか収容可能人員となりますので、これを 1 年から 6 年に対象を拡大したからといって、国の基準でも 1 人当たり 1.65 平米程度という基準もございまして、ここに限られた面積の中に多くの人数を収容するのは適切でないかと判断し、40 名としております。

安芸学童保育所の設立の年月日につきましては、昭和 59 年度から安芸学童保育所を開所しております。設立の経過はですね、ちょっと定かではございませんが、やはり就業家庭におけます子供さんの居場所づくりといいますか、そういうニーズが高まってきて、安芸学童保育所は開設されてきたと判断しております。土居学童についても同様でございませぬ。以上です。

○川島洋一議長 5 番 小松知恵子議員。

○5 番 (小松知恵子議員) それでは、急ぐ理由といたしまして、7 月からの開所を目指すということで、急ぐ理由をお聞きしたいということと、当面は指定管理者にしないという中で急ぐ理由ということが 1 点と、その指定管理者制度が今回出されました法律との関連ですよね、子ども・子育ての中の学童保育の規定に関する関連ですよね、それはどういうふうなことになるのでしょうか。条例をまた変えないかんような状態になるのではないかと危惧しております。

それと、3 点目に、第一の安芸学童保育所の場合ですが、この法律が出された要因といたしますか、待機児童を出さないということが理由に大きく掲げられていたもので、それでは 40 名では待機児童解消になるのでしょうかという疑問が出てまいります。それで、とりあえずはお願いします。

○川島洋一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 再質問にお答えいたします。

まず急ぐ理由でございませぬが、土居学童の開所につきましては、平成 25 年度中に地域の皆様から開所に向けての要望も出てきておりまして、住宅団地等の絡みもありまして子供さんもふえてきております。そういった関係で開所に向けての協議を重ねまして、できるだけ早く開所をしてほしいという要望が強うございましたので、できるだけ早く開所をすとなると、補助金の関係等勘案いたしましたところ、7 月 1 日が開所するには最短であろうかと判断し、開所する次第でございませぬ。

次に、子ども・子育て関連の三法との関係ということでございませぬが、指定管理者制度につきましては、平成 15 年 9 月に地方自治法が一部改正されまして、民間活力の導入と、簡単に申しますとそういったことから制度ができております。その以降に市のほうの公の施設もその施設の目的、内容等勘案して、指定管理者制度の導入に向けて改正した経緯もございまして、その子ども・子育ての三法と指定管理者制度の関係がどうなのかということですが、申しわけございませぬ

んが、私はその関係については今のところよくわかっておりません。

次に、待機児童を解消になるかということですが、先ほども申しましたように施設の規模的なものがございまして、1年から6年に拡大したことで待機児童が多く発生するようになりまして、新たな学童に向けて空き教室の利用と、やはりその施設の設置、そのあたりから検討していきたいと考えております。以上でございます。

○川島洋一議長 5番 小松知恵子議員。

○5番(小松知恵子議員) ありがとうございます。土居の学童保育所のことについては、多くの保護者の方の要望があるということは聞いておりますので、私は今回その第一小学校、安芸学童保育所に限りの質問を1問からずっとしておりますが、たしか今使っている施設も耐震ができてなくて危ないよと、以前の一般質問では学校の空き教室を使うようにするという執行部からの答弁がございました。ですが、条例を見えますと、現在の学童保育所の番地になっております。そういうことらあもいかなものかと思えます。それが1点。耐震ができてない施設に1年生から6年生までの学童を詰め込むというところの子供の安全とかそういった面についてはどういうふうな配慮をされているのかということと、学童保育の公立運営に住民のほうから今まで苦情とか、それから議場にのるような、または議員に相談されるようなことが今まで出ておりませんが、いきなり公立の運営を指定管理者にするというのはいきなりで、先のことでこれを置きたいというのが妙に意味がわからないので、年度途中でこういった条例が出ますと、安芸学童保育所を利用している保護者たちには混乱が起きると思えますし、そういった打診とかそういったもの、取り決め、約束事もあるので、やはり私は指定管理者における安芸学童保育所についてはいかなものかというところで質問をいたしております。よろしくをお願いします。

○川島洋一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 再々質問にお答えいたします。

まずですね、今回の条例っていいものは、これまでありました安芸学童保育所の条例を全部改正したもので、以前から公立の学童保育所で安芸はございまして、今回土居学童保育所が開設するに当たりまして、公の施設としての設置が必要となってまいります。それを付け加えるに際して、現行の条例をもう少し整備をしたかたちで改正をしております。したがって、安芸学童保育所が以前と変わるってことは改正はしておりません。1つ変わるといいますか、内容へ追加したのが、先にも申しました指定管理者による管理ができるということをつけ加えておりますが、これが入ったからといって、安芸学童保育所がすぐ指定管理へ移行するというだけでもございません。

それと、その耐震ですが、確かに基準以前の建築物で耐震基準は満たしておりません。これまで行ってきましたのは、訓練の実施とかガラスの飛散防止の対応とか、学童保育所内の配置等とか行ってきております。

すいません、ちょっとあの1問目、2問目の質問が混同したような答弁になっておりますが、今回の改正で安芸学童保育所の保護者の皆様に混乱が起きるのではないかとということですが、先

にも言いましたように、土居学童保育所を新たに開所することでの改正でございますので、安芸学童の運営自体は26年度当初から特に変わった運営になるということとはございません。

以上でございます。

○川島洋一議長　ほかに質疑はありませんか。

14番　千光士伊勢男議員。

○14番（千光士伊勢男議員）　議案第58号について少し伺います。

この条例改正は、軽四自動車の税率の改正であり、つまり税金の引き上げであります。このことによって安芸市の影響額をまずひとつ、どういうことになるのか伺っておきます。

○川島洋一議長　税務課長。

○松田秀樹税務課長　14番議員の御質問にお答えいたします。

今回の改正におきます中の軽自動車税の増額になるんですが、この影響額といたしましては大体350万円程度の増額になるというふうには考えておるところでございます。以上でございます。

○川島洋一議長　14番　千光士伊勢男議員。

○14番（千光士伊勢男議員）　今回の税率改正については政府の方針でこうなったということはわかります。しかし、一方のですね、高級車、これは税金は上がってません。もっぱらですね、庶民が本当に日常生活に必要で自転車のように利用されているこの軽四をですね、引き上げるといことについては全く矛盾した話。

それで、もう1つ聞きますけれど、市民の収入はふえてますか。これはつかんでおれば伺いたいですが。

○川島洋一議長　税務課長。

○松田秀樹税務課長　14番議員の再質問にお答えをいたします。

市民の収入はふえておるかということでございますが、現在、市県民税の課税をしたところでございますが、大きくふえておるとい状況にはございません。それと、先ほどの質問にお答えで350万円の影響というふうにお答えいたしました。これは軽自動車税のことで、わからない部分もありますのでそちらにつきましては前段副市長のほうからお示したようにわからない部分も一定あるというところでございます。以上でございます。

○川島洋一議長　14番　千光士伊勢男議員。

○14番（千光士伊勢男議員）　せんだって総務省の国保の関係で調査をされている結果が発表されましたが、全国で一般国民勤労者の収入はふえてないと、逆に減っているという結果が出ています。今回の税制の改正というのは、そういう庶民が所得もふえてないのに増税をします。この自動車税だけで終わればいいですが、消費税、国保税も増税ですから。この負担でますます家計を圧迫していくというふうには私は考えるんですが、この点どう考えますか。

○川島洋一議長　税務課長。

○松田秀樹税務課長　14番議員の再々質問にお答えいたします。

国の方針でございますので、まだ今のところわからない部分もでございます。ただ、今回の軽自

自動車税の増税に当たりましては、議員おっしゃるように軽自動車が生活の足でもあるというようなこともあって、一定増減の率につきましては配慮がなされておるといようなこともありますし、新たな軽自動車税について増額していくということで、現在保有しておる軽自動車税については据え置きということもありますので、一定そういった部分も配慮されておるといふふうに判断しておるところでございます。以上でございます。

○川島洋一議長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川島洋一議長　ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより委員会付託を行います。ただいま議題となっておりますこれら 10 件のうち、総務文教委員会には議案第 57 号から 65 号までの 9 件を、産業厚生委員会には議案第 66 号の 1 件をそれぞれ付託いたします。

日程第 2、議案第 67 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

これより、本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

7 番 川島憲彦議員。

○7 番（川島憲彦議員）　私は、補正予算の中で 4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目環境衛生費、13 節委託料、新火葬場造成測量設計及び実施設計 1,759 万円の件について、お伺いをいたします。

安芸市は新火葬場建設地を伊尾木地区黒瀬谷 1 カ所に絞って、今住民との話し合いが始まったばかりであります。今回このような予算がありますが、私は住民との合意が大前提となると思います。

そこで、今回、予算執行及び今回このようなこの時期に予算を計上したこのことについて、今までどのように検討されてのことであるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○川島洋一議長　環境課長。

○山崎孝志環境課長　お答えします。

先ほどのような経緯で予算を計上したかという御質問でしたので、その件に対しまして御説明をさせていただきます。市長も申しましたが、直接の進入ルートであります宮田岡地区の住民の方の世帯に市長とともに説明に行き、当然反対の御意見もありましたが、容認していただける世帯が多かったこと、また 4 月 25 日に行われました産業厚生委員会で委員の方から議会へ説明する資料を作成するよという御意見もありましたので、本議会に関連予算を提案させていただきました。

○川島洋一議長　7 番 川島憲彦議員。

○7 番（川島憲彦議員）　私の質疑の内容と若干ニュアンスが違う答弁が出ましたが、そういう道路もある、場所もある、そういうことで絞り込んだというような説明で、議会の委員会でも諮ったということではありますが、残念ながら私その委員会には体調不良で欠席をして何も意見述

べれなかったこと、非常に残念に思うわけではありますが、先ほど伊尾木地区へ説明に入って若干反対の意見はあったが大まか容認の意見が強かったというような説明をされましたが、この点につきましては、10日に初めて伊尾木公民館において説明会が行われたところです。私、この種の行政が地域住民に呼び掛けて案内をして何らかの会合とか開くと、説明会とか開くというようなことで、私のこれまでの記憶では、この前伊尾木公民館がもういっぱいになるような、非常に私自身驚きました。七十数名の方が来られてました。その中には反対、いわゆる容認、いろいろあるかと思いますが、この中で出てきた大半の意見は、もっとほかを探してくれと、もうこれ以上伊尾木には持ってきてほしくないという意見が現実、大半でありました。また、きょうこのように、非常に驚いたわけですが、傍聴席が満杯になるというような状況であります。

こういう中で、住民同意、このことについて予算執行との関係でどのように考えるのか、お問い合わせいたします。

○川島洋一議長 市長。

○横山幾夫市長 7番議員の再質問にお答えいたします。

まず、住民同意ということについてどのように考えているかということですが、6月の10日の伊尾木公民館の説明会でも経過ということで説明をさせていただきましたが、判断基準であります用地取得の必要性、用地取得が可能か、造成費、アクセス道、水道、そして民家から200メートル以上離れていること等で、市内で唯一該当しておりましたのが、今回の黒瀬谷ということでございましたので、その経過に至った説明を先日伊尾木地区で行わさせていただきました。

ただ、今回の補正予算計上につきましては、議会挨拶で私も説明させていただいておりますが、正式に候補地が決定すれば速やかに着手できるように、今議会の補正予算に用地測量等の予算を計上しておりますということで提案をさせていただきました、すぐこれを執行ということではございません。何回も言いますが、正式に決定したら速やかに執行ができるようにということと、それともう1つ、平成26年度につきましては新火葬場の予算を調査費も何ら全く計上しておりませんでした。そういうことも加味しております。以上でございます。

○川島洋一議長 7番 川島憲彦議員。

○7番(川島憲彦議員) やっぱりね、住民の今地域へ話し合いに理解を求めて入っているときですので、非常に大事なときであります。やはり住民合意が予算執行の大前提で私あるべきと思います。そのことを申し添えて、質疑を終わります。

○川島洋一議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 吉川孝勇議員。

○4番(吉川孝勇議員) 議案第67号「安芸市一般会計補正予算(第2号)」、改良住宅管理運営費の宝永町浸水対策補正予算について、質問をいたします。

事業別補正予算概要によつては、財産管理課の8款5項3目でございます。26年度の当初予算では調整池の工事1億2,826万4,000円は国の特定財源により全額賄うということになっており

ますが、今回の補正予算は当初予算の約4分の1の3,292万9,000円、追加予算が大きいではないかと思うわけでありますが、当初予算に入れなかった理由、必要になった理由についてお聞きをいたします。

2点目として、今回の補正予算の3,292万9,000円のその他という欄があるんですが、それが2,970万円のこのその他の内容についてもお聞きをいたします。よろしくお願ひします。

○川島洋一議長 財産管理課長。

○大城雄二財産管理課長 4番議員の御質問にお答えいたします。

補正予算が相当大きかった原因はですね、4月に発注いたしました測量設計におきまして地質調査をいたしましたところ、地下水位が想定より高かったために貯水池の機能を確保するために池の底にコンクリートで床張りをする必要が生じたため、3,200万円の増額を予定しているものです。

○川島洋一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 4番議員の御質問にお答えします。

その他の財源としましては、国の緊急経済対策として地域の元気臨時交付金が平成25年に支給されておりまして、それを施設整備基金に積み立てております。その分を取り崩して財源としております。以上です。

○川島洋一議長 4番 吉川孝勇議員。

○4番(吉川孝勇議員) それでは再質問いたします。

当初予算に入れておけばですね、今回の補正予算の一般財源として322万9,000円は当初予算に入れておけば必要がなかったのではないのでしょうか。また、補正が通ればいつごろに完成を予定しているのか。そしてまた、住民も浸水に対しては安心して暮らしていけると、これを完成すれば住民が大雨のときでも安心して暮らしていけるとお考えなのか、お聞きをいたします。

○川島洋一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 4番議員の再質問にお答えします。

一般財源の322万9,000円につきましては、財源対策として先ほど御説明いたしました地域の元気臨時交付金を90%充当しています。これは、入札減に対応するものでございまして、一般財源の322万9,000円につきましては、入札減の見合い分として計上しております。以上です。

○川島洋一議長 財産管理課長。

○大城雄二財産管理課長 4番議員の再質問にお答えします。

完成の見込みは3月までの年度内を見込んでおります。住民の方が安心して暮らすことができるかという御質問でございしますが、平成20年、平成24年には床下・床上浸水がありましたが、ゲリラ豪雨等が近年あることもありまして、万全とまではやはり言えないかと思ひます。抜本的な意味合いでは江ノ川の改修、あるいは雨水排水路の整備などが考えられますが、今できることの1つとして施工するものでございします。

○川島洋一議長 4番 吉川孝勇議員。

○4 番（吉川孝勇議員） 宝永町住宅団地におきましては、長年の浸水騒ぎやまた非常に豪雨時には心配しながら住んでおられるわけでございますので、行政としても精一杯の努力をよろしく願いをいたしておきます。答弁はいりませんけれども、何事によらず、国や県からの支出金だからといってもやはり安芸市の金庫にお金は入るわけであります。市民からいただいた税金も同じものでございます。慎重に大切に使うていただくことをお願いして、質問を終わります。

○川島洋一議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川島洋一議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

○2 番（清岡隆二議員） 議長。

○川島洋一議長 2番 清岡隆二議員。

○2 番（清岡隆二議員） 議題となっておりますこの一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議を提出したい。

（「賛成」と叫ぶ者あり）

○川島洋一議長 簡単に説明願います。

○2 番（清岡隆二議員） 修正の内容につきましては、歳出予算4款1項保健衛生費に係る補正額1,759万円を削減するため、所要の修正をするものであります。

（修正案の提出あり）

○川島洋一議長 ただいま、2番清岡隆二議員から動議が出ましたが、所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

○川島洋一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件に対して、清岡隆二議員ほか3名から修正の動議が提出されましたので、提出者の説明を求めます。

2番 清岡隆二議員。

○2 番（清岡隆二議員） 修正動議の説明を申し上げます。

議案第67号「平成26年度安芸市一般会計補正予算（第2号）」に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の3及び安芸市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

平成26年6月16日

発議者 安芸市議会議員 清岡隆二

発議者 安芸市議会議員 丸岡秀夫

発議者 安芸市議会議員 高橋哲夫

発議者 安芸市議会議員 米田佐代子